

## 滋賀県社会福祉協議会 賛助会員募集（入会のご案内）

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会（県社協）は、滋賀県内の地域福祉を推進する組織として、社会福祉法第 110 条の規定に基づき設置された民間の福祉団体です。

関係機関・団体等と連携を図り、今後も広域的な地域福祉の推進を図ってまいりますので、皆さまのご支援・ご協力をお願いします。

### － 基本理念 －

滋賀県社会福祉協議会は、「豊かな水とみどりにつまれて だれもが安心して住み続けることのできる 福祉滋賀のまちづくり」を推進するために、次の3つの理念に基づき取り組みをすすめます。

- 1 地域に住んでいるすべての人が、人として等しく尊重され、暮らしの課題を他人ごととすることなく、みんなのこととすることを大切にした福祉のまちづくりを推進します。
- 2 住民が福祉のまちづくりの主人公であることを大切に、「住民主体の原則」を貫いて活動を推進します。
- 3 それぞれの地域で活動する市町社協や社会福祉をすすめる幅広い関係者との協働により、福祉のまちづくりを推進します。

### － 県社協の役割 －

滋賀県社会福祉協議会は、3つの基本理念に基づき、次の8つの役割を担って事業を推進します。

- 1 地域の福祉力を高める取組みを支援する役割
- 2 福祉課題の把握・分析と企画・提案する役割
- 3 幅広い関係者との連携と協働により、福祉課題の解決に向けた取組みを推進する役割
- 4 高齢者の生きがいと健康づくりを推進する役割
- 5 高齢者や障害者の権利擁護を推進する役割
- 6 安心して福祉サービスを利用できる環境を整備する役割
- 7 県民の暮らしを支える福祉サービスを推進する役割
- 8 専門的人材の定着・育成を通じた社会福祉事業の基盤強化を推進する役割

### － 活動方針 －

滋賀県社会福祉協議会は、自ら定めた基本理念に基づき、その役割を確実に発揮するために、次の5つを活動方針として設定し、それぞれの目標達成に向けて、個別事業の展開を図っていきます。

- 活動方針1 「地域の福祉力」を高める取組みを支援します
- 活動方針2 誰もが権利を護られ安心して暮らせる環境づくりをすすめます
- 活動方針3 県民の暮らしを支えるための福祉サービスの充実を図ります
- 活動方針4 滋賀の福祉を担う人材の確保・育成と社会福祉経営の基盤強化をすすめます
- 活動方針5 地域福祉を推進するための県社協の基盤強化を図ります

### 入会方法

本会にご連絡いただければ、所定の入会申込書を送付させていただきます。なお、本会ホームページからもダウンロードしていただくことができます。

- ※ お願いする会費の額（年額） 個人 2,000 円、団体等 5,000 円  
（入会申込書をご提出いただいた後、振込用紙を送付させていただきます。）

### お問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 総務部

電話 077-567-3920(代) FAX 077-567-3923 URL <http://www.shigashakyo.jp/>